

京都府環境影響評価専門委員会次第

令和4年1月31日（月）午前10時～
ZoomウェビナーによるWeb会議

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（仮称）丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書及び
（仮称）丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

4 閉 会

配布資料

- 資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則
- 資料2 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、指針、傍聴要領
- 資料3 意見聴取文
- 資料4 環境影響評価法の発電所に係る手続の流れ、配慮書の概要
- 資料5 関係市町長意見（宮津市長、京丹後市長、伊根町長、与謝野町長）
- 資料6 委員事前提出意見

事前送付資料

- ・（仮称）丹後半島第一・第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
- ・（仮称）丹後半島第一・第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 要約書

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：令和3年2月26日～令和5年2月25日)

氏名	職名	分野		備考
山地 一代	神戸大学大学院海事科学研究科准教授	大気環境	大気質	
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動	
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授	水環境	悪臭、廃棄物	
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授		水質、地盤沈下、土壌汚染	
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授	地質・土壌環境	地形・地質	
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授		環境地盤工学	
渡邊 紹裕	熊本大学特任教授		水循環、地球環境	
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	その他の環境要素	昆虫	
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類	
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物	
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部教授	動物	植物	
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター教授	生態系		
荒川 朱美	京都芸術大学芸術学部教授	景観		
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財		
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続		

(令和3年10月12日現在)

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

(写)

3 環管第 342 号
令和 4 年 1 月 31 日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



(仮称) 丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
書についての環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 3 条の 7 第 1 項の規定により、下記の者から、(仮称)丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見の求めがありました。

つきましては、当該計画段階環境配慮書について、京都府環境影響評価条例(平成 10 年京都府条例第 17 号)第 40 条第 3 項の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

記

前田建設工業株式会社
代表取締役 前田 操治

(写)

3 環管第 344 号
令和 4 年 1 月 31 日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



(仮称) 丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
書についての環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 3 条の 7 第 1 項の規定により、下記の者から、(仮称) 丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見の求めがありました。

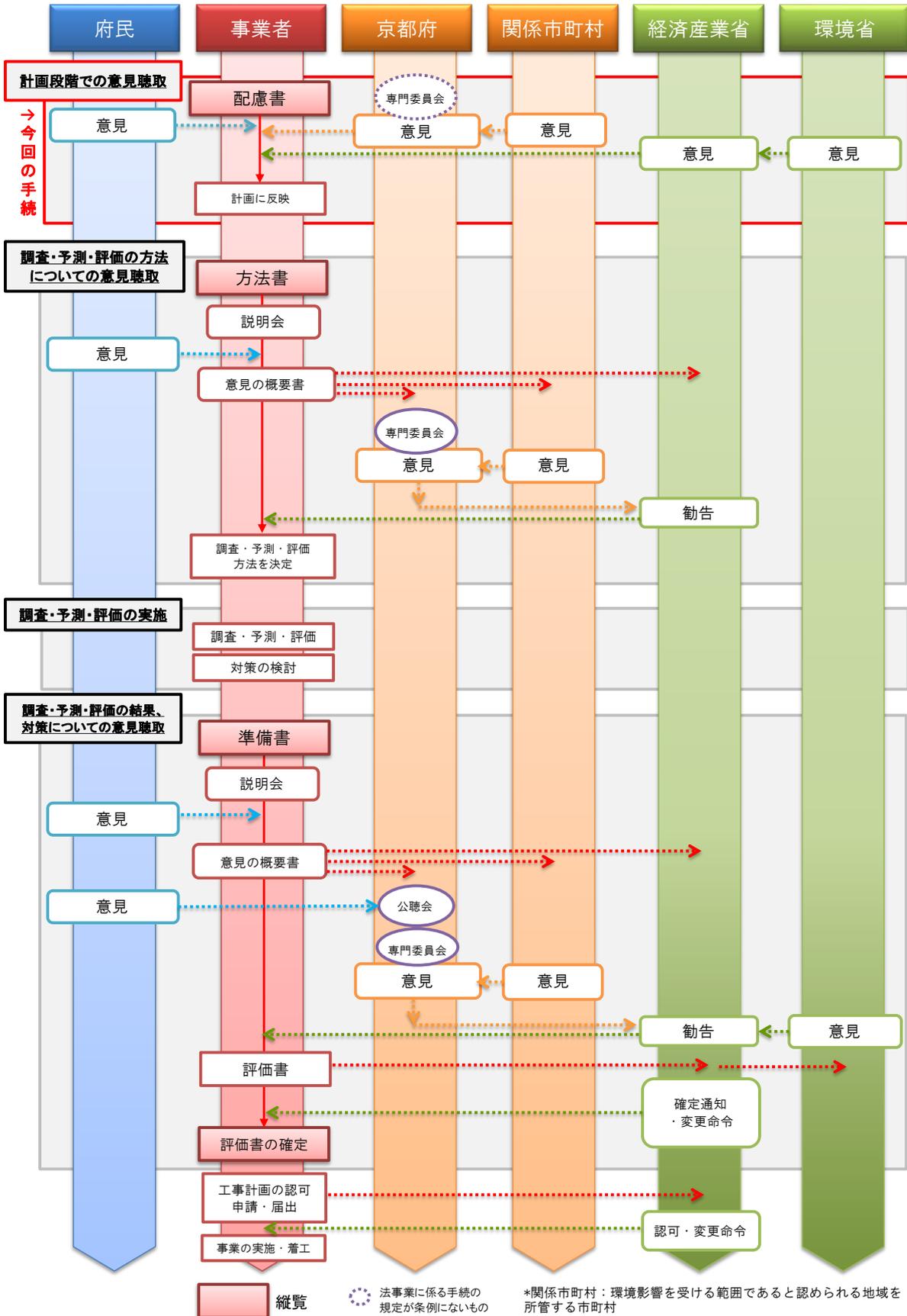
つきましては、当該計画段階環境配慮書について、京都府環境影響評価条例(平成 10 年京都府条例第 17 号)第 40 条第 3 項の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

記

前田建設工業株式会社
代表取締役 前田 操治

環境影響評価法に基づく発電所に係る環境アセスメント手続の流れ

「環境アセスメント」とは、
 ・事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、
 ・その結果を公表して住民・地方公共団体・国から意見を聴き、
 ・それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業を目指す制度。



(仮称) 丹後半島第一・第二風力発電事業に係る配慮書の概要

事業者	名称	前田建設工業株式会社	
	代表者	代表取締役 前田 操治	
	所在地	東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号	
事業の内容	名称	(仮称) 丹後半島第一風力発電事業	(仮称) 丹後半島第二風力発電事業
	種類	風力発電所の設置 (環境影響評価法第 1 種事業)	
	規模	最大 51,600kW (3,200~4,300kW 級×最大 12 基程度)	最大 64,500kW (3,200~4,300kW 級×最大 15 基程度)
事業実施想定区域		宮津市、京丹後市、伊根町 最大 約 602ha (うち、風力発電機の設置予定範囲は最大 約 83ha)	京丹後市 最大 約 570ha (うち、風力発電機の設置予定範囲は最大 約 104ha)
		方法書以降の手續において、環境影響の回避・低減を考慮して絞込み	
関係市町		宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町 (第一種事業実施想定区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の地域のほか、環境影響を受けるおそれがあると判断される地域)	

参考 関係規定抜粋

○環境影響評価法（平成9年法律第81号）

（国等の責務）

第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

○環境影響評価法の施行について（平成10年1月23日付け環企評19号、環境事務次官から各都道府県知事・各政令市長あて通知）

2 国等の責務

（略）

具体的には、例えば、国においては、制度の適切な管理及び運営を行うことのほか、環境影響評価に関する情報の提供等の環境影響評価を支える基盤の整備を行うこと、地方公共団体においては、地域の環境保全に責任を有する立場から事業者等に対し意見を述べる等、法において地方公共団体が行うこととされている事務について、法の円滑かつ適切な運用を行う観点から確実に行うことのほか、地域の環境情報の収集・提供を行うこと、事業者においては、事業計画の熟度を高めていく過程のできる限り早い段階から情報を提供して外部の意見を聴取する仕組みとすることにより、早い段階からの環境配慮を行うことを可能とすること、国民においては、環境影響評価その他の手続が円滑かつ適切に行われるよう有益な環境情報の提供を行うこと、関係法規の遵守はもとより、自主的積極的に環境の保全についての配慮を適正に行うこと等により、それぞれの立場において、その役割を果たすことが求められている。

(写)

資料 5

宮市 第 511 号
令和 4 年 1 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

宮津市長 城 崎 雅 文



(仮称)丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての
環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和 3 年 12 月 13 日付け、3 環管第 342 号で照会のありました上記のこと
については、下記のとおりです。

記

宮津市は、日本三景・天橋立に象徴される豊かな自然や歴史・文化を守り「ふるさと宮津」への誇りや愛着が育まれるまちづくりに取り組んでおり、環境保全の見地から次のとおり回答する。

1 大気環境について

事業実施想定区域から住宅までの距離が近く、風車の騒音、振動及び低周波音等の影響による健康被害が懸念されることから、風力発電機の規模、配置、機種等の検討にあたっては、生活環境への影響について、地形等による反響音も含め、十分に調査、予測及び評価を行うこと。

2 水環境について

事業実施想定区域及びその周辺は河川の源流域となっており、下流域においては、日常的に水道用水及び農業用水等として取水している。

このため、工事の実施に伴う土砂等の流出や森林の水源涵養機能の低下による河川への影響が懸念されることから、水量・水質及び水脈への影響について、森林の適正な管理など将来を見据え、十分に調査、予測及び評価を行うこと。

また、森・里・川・海は互いに深いつながりを持っていることから、犀川・波見川河口付近とその周辺海域（養老・伊根・日置・府中等の沖合）への影響についても十分に調査、予測及び評価を行うこと。

3 その他の環境について

事業実施想定区域及びその周辺は、急峻な地形が多く、土砂災害等への影響が懸念されることから、風力発電機の配置や道路のルート選定、排水対策等の

(裏面あり)

検討にあたっては、開発面積の低減を図るとともに、想定される気象現象による地形及び地質への影響について、十分に調査、予測及び評価を行うこと。

4 動物、植物、生態系について

事業実施想定区域及びその周辺は、丹後天橋立大江山国定公園区域であり、クマタカやイタヤカエデの巨樹、ブナ林等の希少な野生動植物が生育・生息している可能性があることから、風力発電機の配置や道路のルート選定等の検討にあたっては、専門家等からの聞き取り調査等の結果を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

5 景観について

事業実施想定区域及びその周辺には、世界遺産登録を目指す天橋立等の重要な景観資源及び眺望点に及ぼす影響が懸念されることから、風力発電機の規模、配置、色彩等の検討にあたっては、フォトモンタージュの作成等により、客観的な調査、予測及び評価を行うこと。

6 その他

事業実施想定区域内の日ヶ谷地区の関係者をはじめ、宮津市民に対して丁寧な説明を行うとともに、十分な理解を得ることができるよう、地域住民や専門家の意見を踏まえ、必要な対策を行うこと。

(写)

宮市 第 512 号
令和 4 年 1 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

宮津市長 城 崎 雅 文



(仮称)丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての
環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和 3 年 12 月 13 日付け、3 環管第 344 号で照会のありました上記のこと
については、下記のとおりです。

記

宮津市は、日本三景・天橋立に象徴される豊かな自然や歴史・文化を守り「ふるさと宮津」への誇りや愛着が育まれるまちづくりに取り組んでおり、環境保全の見地から次のとおり回答する。

1 大気環境について

風車の騒音、振動及び低周波音等の影響による健康被害が懸念されることから、風力発電機の規模、配置、機種等の検討にあたっては、生活環境への影響について、地形等による反響音も含め、十分に調査、予測及び評価を行うこと。

2 動物、植物、生態系について

事業実施想定区域及びその周辺は、丹後天橋立大江山国定公園区域であり、クマタカやブナ林等の希少な野生動植物が生育・生息している可能性があることから、風力発電機の配置や道路のルート選定等の検討にあたっては、専門家等からの聞き取り調査等の結果を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

3 景観について

世界遺産登録を目指す天橋立等の重要な景観資源及び眺望点に及ぼす影響が懸念されることから、風力発電機の規模、配置、色彩等の検討にあたっては、フォトモンタージュの作成等により、客観的な調査、予測及び評価を行うこと。

(裏面あり)

4 その他

宮津市民に対して丁寧な説明を行うとともに、十分な理解を得ることができるよう、地域住民や専門家の意見を踏まえ、必要な対策を行うこと。

(写)

3生環第1618号

令和4年1月21日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京丹後市長 中山 泰



(仮称) 丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全
の見地からの意見について

令和3年12月13日付け3環管第342号により照会のありました標題の件について、
別紙のとおり提出します。

本意見書は、市民の代表者や環境に関する各種分野の専門家の参画を得つつ、環境の保
全に関する基本的事項等の調査及び審議を行う本市の審議会（「京丹後市美しいふるさと
づくり審議会」）における真摯で精力的な熟議を経て作成したものです。

環境の保全の観点から適切な事業計画を作り上げていくためにも、今後、必要な手続等
において、本意見書の内容の最大限の尊重・反映をお願いいたします。

(別紙)

1 全般的事項

- (1) 環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から適切な事業計画を作り上げていくための制度であることから、現時点及び今後の調査のプロセスやその結果において、健康、生活環境、自然環境、生物多様性、景観及び災害等への重大な影響を回避できず市民等の懸念が払拭されない場合は、事業の中止や事業規模の縮小を含め、必要な事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 本事業計画に関し、市民等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るため、市民等を対象とする事業計画の説明や意見聴取については、事業実施想定区域の周辺住民や地権者に加え、農林水産業を営む者、事業計画地の隣接地や里山を利用している者、景観や文化的な関わりを有している者、市民団体等、幅広い関係者を対象とすること。また市民等から説明会の実施について要望があった場合は、真摯に対応すること。
- (3) 大型の風力発電機の設置、大規模な土地の造成及び取付道路の建設等の工事の実施並びに発電所の稼働により地域環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす可能性があるが、計画段階環境配慮書における調査・予測及び評価には具体性がなく、特に、水環境など丹後半島の地形・地質の特性に配慮した内容となっていないなど全般的に不十分である。現時点において、遺漏のない文献調査を行うとともに、動植物、文化・歴史、災害等の地域事情に詳しい専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法により、文献のみからでは把握できない情報等を収集し、丹後地方の気候風土等の地域特性を現地で確認し、十分理解した上で調査・予測及び評価を行うこと。
- (4) 計画段階環境配慮書に対する本意見書の内容について、環境影響評価方法書に確実に反映すること。

2 個別的事項

(1) 地形及び地質について

- ①丹後半島は第三紀層の脆弱な地質から構成され、その地形骨格は第四紀における断層運動と激しい隆起運動の複合作用により形成されている。このため、地形は急峻で地形変化が活発に発生している。高度500～700mの隆起準平原面、これを侵食す

る急傾斜の斜面、急勾配の河谷と急流河川、各地に広く分布する地すべり地形などがその特徴である。このような活発な地殻変動と地形変化を慎重に確認調査、評価して事業計画に反映すること。

- ② 1927年（昭和2年）北丹後地震では震源をなす郷村断層および山田断層が活動し、地震断層として出現した。さらに震度VI～VIIの激震が生じ2900名の死者をはじめ、住宅、織機工場、道路、鉄道、農地などインフラが重大な被害を受けた。半島部でも震度V～VIの揺れを受け、無数の斜面崩壊が発生している。郷村断層および山田断層は勿論、仲禅寺断層、中山断層など多くの活断層の分布と地震発生危険度を正しく把握するとともに、震度および被害予測を正確に行い、その結果を十分に事業計画に反映すること。
- ③ 事業実施想定区域及びその周辺は、非常に急峻な地形が多く地質も脆いところが多い地域で、歴史的に土砂災害が多く発生している。また、現在でも土砂災害の危険性が非常に高い地域であり、事業の実施に伴う土地の改変による影響が懸念される。これまで、府道井辺平線の遠下地区と鞍内地区の間に位置する「つばき歩危（地名）」では、集中豪雨時の宇川の増水により道路が洗掘される被害が複数回発生しており、2017年（平成29年）に発生した集中豪雨による土砂崩れで道路が寸断され鞍内集落が孤立した状況がある。また、豪雪に伴う災害への対応や道路等が降雪により通行不能になった際の施設管理の在り方についても検討が必要である。このため、事業計画の検討にあたっては、気候変動に伴い将来想定される気象現象による地形及び地質への影響の調査・予測及び評価を行い、急傾斜地の崩壊、地滑り、谷筋での土石流の発生等の災害への影響を回避すること。なお、本項目に係る調査については、可能な限り早い段階で詳細な調査を行い、その概要を示すこと。
- ④ 事業実施想定区域における土地の改変に関しては、かつて宇川の支線である須川の流域で大規模な開発があった際には、10年を超えて土砂流出が続き、下流及び海辺までその影響が及んだという事実がある。専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法により、湧水や微地形の特徴も含め、地域的に危険な地形及び地質を把握した上で調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑤ 事業実施想定区域及びその周辺には、京都府レッドデータブックにおいて要注意カテゴリーに分類されている大フケ湿原、要継続保護カテゴリーに分類されている依遅ヶ尾山や宇川穿入蛇行など、保護を要する貴重な地層・地形が存在する。事業実施による地層・地形への影響について、専門家や地域住民等からの聞き取り等の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。

（2）水環境について

- ① 計画段階環境配慮書においては、水環境が配慮項目に選定されていないが、土砂災害

の危険性や宇川の天然鮎等の生息環境への影響を鑑みると、事業が水環境に及ぼす影響については非常に重要な項目であると考えられるため、調査事項として選定すること。なお、本項目に係る調査については、可能な限り早い段階で詳細な調査を行い、その概要を示すこと。

- ②事業実施想定区域は主要な河川の源流域となっており、事業実施に伴う土砂や濁水の流出及び流入による河川、海辺への影響、また、切土や盛土による地下水への影響が懸念される。水量及び水質に係る影響の調査・予測及び評価を行い、河川及び地下水への影響を回避し、水系の保全を図ること。

(3) 騒音及び低周波音について

- ①風力発電所の整備工事及び稼働による騒音及び低周波音による影響が懸念されることから、風力発電機の配置及び規模、並びに付帯設備の配置の検討にあたっては、騒音及び低周波音による生活環境への影響を回避すること。
- ②風力発電機の稼働により発生する騒音及び低周波音に関して、国の指針等を参考にすのみではなく、近年の大型の風力発電機の整備による影響に係る最新の知見や個人差に関するデータ等を反映すること。なお、風力発電機の設置予定範囲から約500mに位置する鞍内地区やその他の事業実施想定区域周辺の集落では、複数の風力発電機から発生する騒音や低周波音が山の地形によって反響する可能性があることを前提とした調査・予測及び評価を行うこと。
- ③騒音及び低周波音に関しては、数値化できない煩わしさがああり、また、感じ方に個人差があることを前提とした調査・予測及び評価を行うこと。なお、施設稼働後の騒音及び低周波音に係る調査を行い、その結果、国の指針等による基準値を満たしていたとしても、住民が煩わしさを訴えることがあるため、事後対応策をあらかじめ提示すること。

(4) 風車の影について

事業実施想定区域及びその周辺には、住居や農地、登山道等、人の活動の場があり、風車の影による影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、人の活動の場への影響の調査・予測及び評価を行い、風力発電機を隔離する等の方法により、風車の影による影響を回避すること。

(5) 動物、植物、生態系について

- ①事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカやその他重要な動物が生息している可能性があり、風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響及び重要な動物の生息環境の悪化が懸念される。専門家や地域住民等から

の意見聴取を行い、風力発電機の稼働によるバードストライク等への影響等に係る調査・予測及び評価を行い、重要な動物への影響を回避すること。なお、クマタカに関しては、行動圏や繁殖状況等を踏まえ、2年以上の詳細な調査を行うこと。

- ②事業実施想定区域及びその周辺は、重要な河川の上流部にあたり、事業実施に伴う土砂の流出・流入及び濁水の発生による水質悪化、沈砂池に捕捉されないシルトの流入による動植物への影響が懸念される。また、海岸部への土砂の流出・流入が生態系や漁場、景観等へ影響を与えることが懸念されることから、陸域と水域からなる一連の繋がりの中で形成・維持されている生態系機能へ与える影響を適切に調査・予測及び評価し、森－川－海のエコロジカルネットワークの喪失を回避すること。
- ③事業実施想定区域及びその周辺に位置する二級河川「宇川」は、宇川流域天然鮎生息地として京丹後市指定文化財に指定されており、天然鮎の存在が宇川地域の一つの文化を形成する貴重な資源であることから、宇川の天然鮎等の生息環境の保全は非常に重要である。1980年代の宇川上流の国営農地の開発による天然鮎への影響調査が10年に亘って行われたことを踏まえ、天然鮎に関する調査については、工事着手の前、工事期間中、発電所の稼働後に亘って10年間の調査を行うことを前提とすること。また、調査にあたっては、過去に鮎の生息調査を行った研究者、漁協関係者の意見を聴取し、可能な限り早い段階で調査方法を十分に検討すること。なお、事業計画が国の認可を受け、工事着手した以降の調査において、天然鮎等の生息環境に何らかの影響が生じている調査結果となった場合の必要な措置をあらかじめ提示すること。
- ④事業実施想定区域及びその周辺において、天然記念物のアベサンショウウオ（京丹後市指定文化財）やオオサンショウウオ、絶滅危惧種のタンゴスジシマドジョウが生息している可能性があるため、事業実施による生息環境への影響について、専門家や地域住民等からの聞き取り等の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑤事業実施想定区域及びその周辺には、文献に掲載されていないブナ、ケヤキ、シデなどの巨樹・巨木林が多く点在し、丹後半島の自然の豊かさを象徴するとともに地域住民の誇りともなっている。事業実施による巨樹や固有の植生、里山特有の二次的環境や生物多様性への影響、また、樹木の伐採による風や温湿度の変化に影響を受ける植物への影響について、植生調査及び植物相調査並びに専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑥事業実施想定区域及びその周辺では、丹後半島固有の多様な動植物が生態系の繋がりによって生息している。自然公園、特定植物群落、鳥獣保護区、天然記念物等により指定された区域外においても、隣接する周辺地域での森林伐採、土地の改変等によりこれらの生態系への影響が懸念されることから、植生調査及び植物相調査並びに専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑦森林の開発により動物の生息環境に影響を及ぼす可能性がある。作業道や建設ヤード

の新設に伴い森林伐採が進むことで動物の生息地が分断され、人里への鹿や熊等の出没の深刻化が懸念されることから、事業実施想定区域及びその周辺の動物の生態や行動調査を行い、集落や農地に被害を与えるリスクについての予測及び評価を行うこと。

(6) 景観について

- ①事業実施想定区域及びその周辺は、丹後天橋立大江山国定公園及び山陰海岸ジオパークエリアに含まれるため、事業実施による重要な景観資源及び眺望点に及ぼす影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、景観資源の利用状況に係る関係者や専門家等からの聞き取りを行い眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、客観的な予測及び評価を行い、主要な眺望点への影響を回避すること。
- ②地域住民にとっては風力発電機の設置前後の景観の変化が重要であることから、日常生活の場についても眺望点として設定し、フォトモンタージュ等を作成し、客観的な調査・予測及び評価を行い、日常生活の場における景観への影響を回避すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

- ①事業実施想定区域及びその周辺には、登山道、親水公園、海水浴場、キャンプ場、神社や石碑等の施設が点在しており、工事中及び稼働時の騒音、風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場、自然資源の持続的利用への影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場やアクセス道路、自然道への影響を回避すること。
- ②人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査にあたっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等からの聞き取り等の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。

(8) 文化財等について

- ①丹後半島の山間部には、神社、寺院跡、古道、廃村集落跡など文化的・歴史的な面において重要な遺跡等が存在しているため、専門家や地域住民等からの聞き取り等の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。
- ②調査及び工事中に遺跡・遺物等の埋蔵文化財等が発見された場合は、速やかに市に報告し、対応を協議し、調査及び工事を中止する等適切な対応を行い、発掘調査が必要な場合は調査の期間等が確保できるよう配慮すること。
- ③現在、事業実施想定区域及びその周辺において大学と市と市民団体等が連携して文化財等に係る調査を進めていることに留意すること。

3 その他の要請事項

- (1) 地域住民にとっては、風力発電所の整備に係る工事関係車両の通行ルート及び道路改変等の日常生活に直接影響を与えることが懸念される情報の提供が重要であることから、早い段階で調査・予測及び評価を行い、これを踏まえた工事計画を立案し地域住民への説明を丁寧に行うこと。
- (2) 事業実施想定区域に含まれる林道及び市道の利用状況を把握し、公道等の改変、立木の伐採に関係する地元住民及び利害関係者からの聞き取りを行い、改変等に伴う影響を回避すること。
- (3) 事業計画の検討にあたっては、丹後半島一帯及び全国各地においてこれまでに実施された大型の再生可能エネルギー事業に伴う事故や災害の事例を調査し、課題や反省等に係る知見を総括し事業計画に反映させること。
- (4) 事業計画の検討にあたっては、風力発電機の導入に伴う環境への影響の観点からのみではなく、再生可能エネルギーの導入による地域社会及び地域経済へ与える影響も勘案し、地域貢献の具体的な内容を盛り込むこと。また、農林漁業者、商工業者、観光関連事業者等広く周辺市町の関係事業者、団体等からの聞き取りを行い、地域社会との共存や地域経済活性化の観点も踏まえた検討を行うこと。
- (5) 事業計画の検討にあたっては、再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電収入を得ることとされているが、地元経済への還元や発電した電力の地元利用等、再生可能エネルギー発電の価値の地元活用についても検討すること。
- (6) 水道用水の取水地点の把握について、市水道事業基本計画及び上宇川連合区からの聞き取りのみでなく、事業実施想定区域及びその周辺に含まれる流域全ての地区等に対して聞き取りを実施し、地区水道及び水源の把握に努め、調査・予測及び評価を行った上で、水道施設への影響を回避すること。
- (7) 事業実施想定区域には保安林が含まれており、事業実施による保安林の機能低下等の影響が懸念されることから、森林法等に基づく手続きを踏まえ、保安林の公益的機能への影響を回避すること。なお、保安林の解除が必要な場合は遺漏のない手続きを行うこと。
- (8) 森林伐採、土地の改変においては、植林地、分収林等の人工林を重要な自然のま

まりの場の一項目として抽出するとともに、事業実施想定区域に含まれる温室効果ガスの吸収源並びに材積の損失に係る調査・予測及び評価を行うこと。

(9) 事業実施想定区域における風況マップでは、毎秒約5～6メートルの風況とされており、年平均毎秒6.5メートル以上とされている最適値より低い風況となっていることから、丹後半島の地形や気象条件を十分に考慮した上で事業実施想定区域の風況観測を適切に行うこと。

(10) 再生可能エネルギー固定価格買取制度による20年間の事業終了後の自然回復の方法について、植林を予定しているとのことであるが、森林の再生には40年～50年はかかる。前述した丹後半島の地形・地質及び水環境の現状を踏まえ、事業開始から実施中、終了後の長い回復期間においても土砂災害や土石流の危険性を予測し、事業計画に反映すること。

(11) 地域住民や専門家等を対象とする説明会及び意見聴取の概要について、定期的に市に報告すること。

(12) 風力発電機の配置等の検討にあたっては、ドクターヘリの運航に影響が生じないように、関係機関と十分な協議・調整を行うこと。

(13) 環境アセスメントに関連する図書については、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続し、電子縦覧にあたっては印刷を可能にするなど、積極的な情報提供を行うこと。

(写)

3生環第1619号

令和4年1月21日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京丹後市長 中山 泰



(仮称) 丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全
の見地からの意見について

令和3年12月13日付け3環管第344号により照会のありました標題の件について、
別紙のとおり提出します。

本意見書は、市民の代表者や環境に関する各種分野の専門家の参画を得つつ、環境の保
全に関する基本的事項等の調査及び審議を行う本市の審議会（「京丹後市美しいふるさと
づくり審議会」）における真摯で精力的な熟議を経て作成したものです。

環境の保全の観点から適切な事業計画を作り上げていくためにも、今後、必要な手続等
において、本意見書の内容の最大限の尊重・反映をお願いいたします。

(別紙)

1 全般的事項

- (1) 環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から適切な事業計画を作り上げていくための制度であることから、現時点及び今後の調査のプロセスやその結果において、健康、生活環境、自然環境、生物多様性、景観及び災害等への重大な影響を回避できず市民等の懸念が払拭されない場合は、事業の中止や事業規模の縮小を含め、必要な事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 本事業計画に関し、市民等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るため、市民等を対象とする事業計画の説明や意見聴取については、事業実施想定区域の周辺住民や地権者に加え、農林水産業を営む者、事業計画地の隣接地や里山を利用している者、景観や文化的な関わりを有している者、市民団体等、幅広い関係者を対象とすること。また市民等から説明会の実施について要望があった場合は、真摯に対応すること。
- (3) 大型の風力発電機の設置、大規模な土地の造成及び取付道路の建設等の工事の実施並びに発電所の稼働により地域環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす可能性があるが、計画段階環境配慮書における調査・予測及び評価には具体性がなく、特に、水環境など丹後半島の地形・地質の特性に配慮した内容となっていないなど全般的に不十分である。現時点において、遺漏のない文献調査を行うとともに、動植物、文化・歴史、災害等の地域事情に詳しい専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法により、文献のみからでは把握できない情報等を収集し、丹後地方の気候風土等の地域特性を現地で確認し、十分理解した上で調査・予測及び評価を行うこと。
- (4) 計画段階環境配慮書に対する本意見書の内容について、環境影響評価方法書に確実に反映すること。

2 個別的事項

(1) 地形及び地質について

- ①丹後半島は第三紀層の脆弱な地質から構成され、その地形骨格は第四紀における断層運動と激しい隆起運動の複合作用により形成されている。このため、地形は急峻で地形変化が活発に発生している。高度500～700mの隆起準平原面、これを侵食す

る急傾斜の斜面、急勾配の河谷と急流河川、各地に広く分布する地すべり地形などがその特徴である。このような活発な地殻変動と地形変化を慎重に確認調査、評価して事業計画に反映すること。

- ② 1927年（昭和2年）北丹後地震では震源をなす郷村断層および山田断層が活動し、地震断層として出現した。さらに震度VI～VIIの激震が生じ2900名の死者をはじめ、住宅、織機工場、道路、鉄道、農地などインフラが重大な被害を受けた。半島部でも震度V～VIの揺れを受け、無数の斜面崩壊が発生している。郷村断層および山田断層は勿論、仲禅寺断層、中山断層など多くの活断層の分布と地震発生危険度を正しく把握するとともに、震度および被害予測を正確に行い、その結果を十分に事業計画に反映すること。
- ③ 事業実施想定区域及びその周辺は、非常に急峻な地形が多く地質も脆いところが多い地域で、歴史的に土砂災害が多く発生している。また、現在でも土砂災害の危険性が非常に高い地域であり、事業の実施に伴う土地の改変による影響が懸念される。これまで、府道井辺平線の遠下地区と鞍内地区の間に位置する「つばき歩危(地名)」では、集中豪雨時の宇川の増水により道路が洗掘される被害が複数回発生しており、2017年（平成29年）に発生した集中豪雨による土砂崩れで道路が寸断され鞍内集落が孤立した状況がある。また、豪雪に伴う災害への対応や道路等が降雪により通行不能になった際の施設管理の在り方についても検討が必要である。このため、事業計画の検討にあたっては、気候変動に伴い将来想定される気象現象による地形及び地質への影響の調査・予測及び評価を行い、急傾斜地の崩壊、地滑り、谷筋での土石流の発生等の災害への影響を回避すること。なお、本項目に係る調査については、可能な限り早い段階で詳細な調査を行い、その概要を示すこと。
- ④ 事業実施想定区域における土地の改変に関しては、かつて宇川の支線である須川の流域で大規模な開発があった際には、10年を超えて土砂流出が続き、下流及び海辺までその影響が及んだという事実がある。専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法により、湧水や微地形の特徴も含め、地域的に危険な地形及び地質を把握した上で調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑤ 事業実施想定区域及びその周辺には、京都府レッドデータブックにおいて要注意カテゴリーに分類されている大フケ湿原、要継続保護カテゴリーに分類されている依遅ヶ尾山や宇川穿入蛇行など、保護を要する貴重な地層・地形が存在する。事業実施による地層・地形への影響について、専門家や地域住民等からの聞き取り等の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境について

- ① 計画段階環境配慮書においては、水環境が配慮項目に選定されていないが、土砂災害

の危険性や宇川の天然鮎等の生息環境への影響を鑑みると、事業が水環境に及ぼす影響については非常に重要な項目であると考えられるため、調査事項として選定すること。なお、本項目に係る調査については、可能な限り早い段階で詳細な調査を行い、その概要を示すこと。

- ②事業実施想定区域は主要な河川の源流域となっており、事業実施に伴う土砂や濁水の流出及び流入による河川、海辺への影響、また、切土や盛土による地下水への影響が懸念される。水量及び水質に係る影響の調査・予測及び評価を行い、河川及び地下水への影響を回避し、水系の保全を図ること。

(3) 騒音及び低周波音について

- ①風力発電所の整備工事及び稼働による騒音及び低周波音による影響が懸念されることから、風力発電機の配置及び規模、並びに付帯設備の配置の検討にあたっては、騒音及び低周波音による生活環境への影響を回避すること。
- ②風力発電機の稼働により発生する騒音及び低周波音に関して、国の指針等を参考にするとのみではなく、近年の大型の風力発電機の整備による影響に係る最新の知見や個人差に関するデータ等を反映すること。なお、風力発電機の設置予定範囲から約500mに位置する鞍内地区やその他の事業実施想定区域周辺の集落では、複数の風力発電機から発生する騒音や低周波音が山の地形によって反響する可能性があることを前提とした調査・予測及び評価を行うこと。
- ③騒音及び低周波音に関しては、数値化できない煩わしさがあり、また、感じ方に個人差があることを前提とした調査・予測及び評価を行うこと。なお、施設稼働後の騒音及び低周波音に係る調査を行い、その結果、国の指針等による基準値を満たしていたとしても、住民が煩わしさを訴えることがあるため、事後対応策をあらかじめ提示すること。

(4) 風車の影について

事業実施想定区域及びその周辺には、住居や農地、登山道等、人の活動の場があり、風車の影による影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、人の活動の場への影響の調査・予測及び評価を行い、風力発電機を隔離する等の方法により、風車の影による影響を回避すること。

(5) 動物、植物、生態系について

- ①事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカやその他重要な動物が生息している可能性があり、風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響及び重要な動物の生息環境の悪化が懸念される。専門家や地域住民等から

の意見聴取を行い、風力発電機の稼働によるバードストライク等への影響等に係る調査・予測及び評価を行い、重要な動物への影響を回避すること。なお、クマタカに関しては、行動圏や繁殖状況等を踏まえ、2年以上の詳細な調査を行うこと。

- ②事業実施想定区域及びその周辺は、重要な河川の上流部にあたり、事業実施に伴う土砂の流出・流入及び濁水の発生による水質悪化、沈砂池に捕捉されないシルトの流入による動植物への影響が懸念される。また、海岸部への土砂の流出・流入が生態系や漁場、景観等へ影響を与えることが懸念されることから、陸域と水域からなる一連の繋がりの中で形成・維持されている生態系機能へ与える影響を適切に調査・予測及び評価し、森－川－海のエコロジカルネットワークの喪失を回避すること。
- ③事業実施想定区域及びその周辺に位置する二級河川「宇川」は、宇川流域天然鮎生息地として京丹後市指定文化財に指定されており、天然鮎の存在が宇川地域の一つの文化を形成する貴重な資源であることから、宇川の天然鮎等の生息環境の保全は非常に重要である。1980年代の宇川上流の国営農地の開発による天然鮎への影響調査が10年に亘って行われたことを踏まえ、天然鮎に関する調査については、工事着手の前、工事期間中、発電所の稼働後に亘って10年間の調査を行うことを前提とすること。また、調査にあたっては、過去に鮎の生息調査を行った研究者、漁協関係者の意見を聴取し、可能な限り早い段階で調査方法を十分に検討すること。なお、事業計画が国の認可を受け、工事着手した以降の調査において、天然鮎等の生息環境に何らかの影響が生じている調査結果となった場合の必要な措置をあらかじめ提示すること。
- ④事業実施想定区域及びその周辺において、天然記念物のアベサンショウウオ（京丹後市指定文化財）やオオサンショウウオ、絶滅危惧種のタンゴスジシマドジョウが生息している可能性があるため、事業実施による生息環境への影響について、専門家や地域住民等からの聞き取り等の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑤事業実施想定区域及びその周辺には、文献に掲載されていないブナ、ケヤキ、シデなどの巨樹・巨木林が多く点在し、丹後半島の自然の豊かさを象徴するとともに地域住民の誇りともなっている。事業実施による巨樹や固有の植生、里山特有の二次的環境や生物多様性への影響、また、樹木の伐採による風や温湿度の変化に影響を受ける植物への影響について、植生調査及び植物相調査並びに専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑥事業実施想定区域及びその周辺では、丹後半島固有の多様な動植物が生態系の繋がりによって生息している。自然公園、特定植物群落、鳥獣保護区、天然記念物等により指定された区域外においても、隣接する周辺地域での森林伐採、土地の改変等によりこれらの生態系への影響が懸念されることから、植生調査及び植物相調査並びに専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑦森林の開発により動物の生息環境に影響を及ぼす可能性がある。作業道や建設ヤード

の新設に伴い森林伐採が進むことで動物の生息地が分断され、人里への鹿や熊等の出没の深刻化が懸念されることから、事業実施想定区域及びその周辺の動物の生態や行動調査を行い、集落や農地に被害を与えるリスクについての予測及び評価を行うこと。

(6) 景観について

- ①事業実施想定区域及びその周辺は、丹後天橋立大江山国定公園及び山陰海岸ジオパークエリアに含まれるため、事業実施による重要な景観資源及び眺望点に及ぼす影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、景観資源の利用状況に係る関係者や専門家等からの聞き取りを行い眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、客観的な予測及び評価を行い、主要な眺望点への影響を回避すること。
- ②地域住民にとっては風力発電機の設置前後の景観の変化が重要であることから、日常生活の場についても眺望点として設定し、フォトモンタージュ等を作成し、客観的な調査・予測及び評価を行い、日常生活の場における景観への影響を回避すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

- ①事業実施想定区域及びその周辺には、登山道、親水公園、海水浴場、キャンプ場、神社や石碑等の施設が点在しており、工事中及び稼働時の騒音、風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場、自然資源の持続的利用への影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場やアクセス道路、自然道への影響を回避すること。
- ②人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査にあたっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等からの聞き取り等の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。

(8) 文化財等について

- ①丹後半島の山間部には、神社、寺院跡、古道、廃村集落跡など文化的・歴史的な面において重要な遺跡等が存在しているため、専門家や地域住民等からの聞き取り等の結果を踏まえ、適切に調査・予測及び評価を行うこと。
- ②調査及び工事中に遺跡・遺物等の埋蔵文化財等が発見された場合は、速やかに市に報告し、対応を協議し、調査及び工事を中止する等適切な対応を行い、発掘調査が必要な場合は調査の期間等が確保できるよう配慮すること。
- ③現在、事業実施想定区域及びその周辺において大学と市と市民団体等が連携して文化財等に係る調査を進めていることに留意すること。

3 その他の要請事項

- (1) 地域住民にとっては、風力発電所の整備に係る工事関係車両の通行ルート及び道路改変等の日常生活に直接影響を与えることが懸念される情報の提供が重要であることから、早い段階で調査・予測及び評価を行い、これを踏まえた工事計画を立案し地域住民への説明を丁寧に行うこと。
- (2) 事業実施想定区域に含まれる林道及び市道の利用状況を把握し、公道等の改変、立木の伐採に関係する地元住民及び利害関係者からの聞き取りを行い、改変等に伴う影響を回避すること。
- (3) 事業計画の検討にあたっては、丹後半島一帯及び全国各地においてこれまでに実施された大型の再生可能エネルギー事業に伴う事故や災害の事例を調査し、課題や反省等に係る知見を総括し事業計画に反映させること。
- (4) 事業計画の検討にあたっては、風力発電機の導入に伴う環境への影響の観点からのみではなく、再生可能エネルギーの導入による地域社会及び地域経済へ与える影響も勘案し、地域貢献の具体的な内容を盛り込むこと。また、農林漁業者、商工業者、観光関連事業者等広く周辺市町の関係事業者、団体等からの聞き取りを行い、地域社会との共存や地域経済活性化の観点も踏まえた検討を行うこと。
- (5) 事業計画の検討にあたっては、再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電収入を得ることとされているが、地元経済への還元や発電した電力の地元利用等、再生可能エネルギー発電の価値の地元活用についても検討すること。
- (6) 水道用水の取水地点の把握について、市水道事業基本計画及び上宇川連合区からの聞き取りのみでなく、事業実施想定区域及びその周辺に含まれる流域全ての地区等に対して聞き取りを実施し、地区水道及び水源の把握に努め、調査・予測及び評価を行った上で、水道施設への影響を回避すること。
- (7) 事業実施想定区域には保安林が含まれており、事業実施による保安林の機能低下等の影響が懸念されることから、森林法等に基づく手続きを踏まえ、保安林の公益的機能への影響を回避すること。なお、保安林の解除が必要な場合は遺漏のない手続きを行うこと。
- (8) 森林伐採、土地の改変においては、植林地、分収林等の人工林を重要な自然のまと

まりの場の一項目として抽出するとともに、事業実施想定区域に含まれる温室効果ガスの吸収源並びに材積の損失に係る調査・予測及び評価を行うこと。

(9) 事業実施想定区域における風況マップでは、毎秒約5～6メートルの風況とされており、年平均毎秒6.5メートル以上とされている最適値より低い風況となっていることから、丹後半島の地形や気象条件を十分に考慮した上で事業実施想定区域の風況観測を適切に行うこと。

(10) 再生可能エネルギー固定価格買取制度による20年間の事業終了後の自然回復の方法について、植林を予定しているとのことであるが、森林の再生には40年～50年はかかる。前述した丹後半島の地形・地質及び水環境の現状を踏まえ、事業開始から実施中、終了後の長い回復期間においても土砂災害や土石流の危険性を予測し、事業計画に反映すること。

(11) 地域住民や専門家等を対象とする説明会及び意見聴取の概要について、定期的に市に報告すること。

(12) 風力発電機の配置等の検討にあたっては、ドクターヘリの運航に影響が生じないよう、関係機関と十分な協議・調整を行うこと。

(13) 環境アセスメントに関連する図書については、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続し、電子縦覧にあたっては印刷を可能にするなど、積極的な情報提供を行うこと。

(写)

4住第 12 号
令和4年1月21日

京都府知事 西脇 隆俊 様

伊根町長 吉本 秀樹



「(仮称) 丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」及び「(仮称) 丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」についての環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和3年12月13日付3環管第342号及び3環第344号により照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 全体について

伊根町では「先人から受け継がれた景観・文化・伝統、自然豊かな生活環境の維持継承」を基本方針として、伊根町で暮らす人や訪れる人などが幸せを実感できる町づくりに取り組んでいる。そのため、今回の風力発電事業が伊根町の美しい自然環境や景観に影響を与え、地元住民の生活に不安を与えるようなことがあってはならない。

このことを念頭に置いて、区域設定及び内容について検討し、住民に対して十分な説明を行うこと。

2. 災害対策について

風力発電施設の設置や道路整備に伴う土地の改変により、土砂災害が引き起こされる懸念がある。

事業実施地域には、筒川水系の筒川、犀川水系の犀川が流れており、土砂災害が起きることで筒川流域や伊根浦地区に甚大な被害を与える可能性が考えられるので、十分な調査及び検討を行うこと。その結果、重大な影響があると判明した場合は、区域設定及び内容を見直すなど適切な対策を講じること。

3. 景観について

伊根町では「伊根浦舟屋群」が漁村として初めて国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、この舟屋群は、水産業を基盤とした漁業集落と地形を活かした景観とで成り立っており、先人から受け継がれた財産である。

風力発電施設が伊根町の自然環境や景観を破壊することの無いように、伊根町景観条例の規定に基づき景観に配慮し、その他関係法令に基づく適切な手続きを行うこと。

4. 騒音、超低周波音について

事業実施地域の周辺に限らず、風力発電施設からの騒音、超低周波音による環境影響に起因した健康障害が住民に生じるおそれがあるため、十分な調査及び検討を行うこと。その結果、重大な影響があると判明した場合は、区域設定及び内容を見直すなど適切な対策を講じること。

5. 動物、植物、生態系について

風力発電施設の設置により、土砂や濁水が筒川流域及び伊根浦地区へ流出することの影響が懸念される。

事業実施地域周辺の生態系に限らず、伊根町の農地及び周辺海域の生態系に影響を及ぼし、伊根町の主要産業である農林水産業に被害を与えることの無いように、専門家や地元住民からの意見徴収を行い、十分な調査及び検討を行うこと。

6. 周知について

地元住民においては、風力発電施設により発生する恐れのある騒音等や景観への影響に対する認識が十分ではないことが予想される。このため、地元住民に今回の風力発電事業の目的及び内容を十分に理解していただくために必要な措置を講じるとともに、地元住民の意向を踏まえたうえで、騒音、景観及び災害等に必要な対策を講じること。

7. その他

環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した時は、速やかに府及び関係自治体に報告し、適切な措置を講じること。

(写)

3与住環第811号
令和4年1月21日

京都府知事 西脇 隆俊 様

与謝野町長 山添 藤真



(仮称)丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
についての環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和3年12月13日付け3環管第342号で照会のありました件について、特
段意見等ありません。

(写)

3与住環第812号
令和4年1月21日

京都府知事 西脇 隆俊 様

与謝野町長 山添 藤真



(仮称) 丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
についての環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和3年12月13日付け3環管第344号で照会のありました件について、特
段意見等ありません。

京都府環境影響評価専門委員会開催に当たっての御質問・御意見等について

番号	対象となる資料等		委員の御質問・御意見等の内容	事業者の見解
	「配慮書の概要等」・「当日説明資料案」 「配慮書（第1・2共通）」・「配慮書（第1）」・「配慮書（第2）」・「その他」	直左列に関しての該当箇所 のページや見出し等		
1	配慮書（第1・2共通）	事業の考え方	今回、丹後半島における風力発電事業を、第一と第二の事業に分けて配慮書手続を開始した理由はなぜか。	第一と第二風力発電機の設置予定範囲の離隔が8km以上あり、今後の事業の進捗により工事工程が変わる可能性がある事、また2事業に分けることで、今後より詳細な調査、予測及び評価を実施でききるため分けて手続を開始しております。
2	配慮書（第1）	要約書	要約版p.36の重要な種には動物があげられているのに、その横の予測結果には主に植物について述べられているのはなぜか。	文献その他の資料調査結果から、重要種として選定した種に対し生息環境（主には植生等）を整理し、予測を行いました。そのため、事業実施想定区域の植生の概要を記載しております。なお、方法書以降の手続きにおいては、調査計画等を検討した上で、現地の状況の把握を行って参ります。
3	配慮書（第1）	要約書	注目すべき生息地には、アベサンショウウオやハッチョウトンボなどの生息地があげられているのに、その横の予測結果にはそれらに対する言及がないのはなぜか。	アベサンショウウオやハッチョウトンボの生息地については、文献等の資料より生息地の特定が困難であったため、「その他の注目すべき生息地は直接改変しないものの、改変箇所と該当生息地が近接する場合には、当該地に生息する動物の重要な種へも影響が及ぶ可能性が考えられる。」といたしました。なお、方法書以降の手続きにおいては、調査計画等を検討した上で、現地の状況の把握を行って参ります。
4	配慮書（第1）	要約書	両生類に関して、専門家へのヒアリングを行い方策の指針も得ている。しかし、総合的な評価において（要約版P65）、重要な種では、一次的な影響が生じる恐れがあると評価しているにもかかわらず、具体的な留意方法が全く書かれておらず、注目すべき生息地においては、両生類等の生息地保全に対する配慮事項が全く書かれていないのはなぜか。	現在は、配慮書段階であるため、文献その他の資料調査となっており、当該地域について、現地調査等は起こっておらず、専門家から生息地を特定する情報についてはご提供いただいております。方法書以降の手続きにおいても引き続き専門家のご意見を聴取して参ります。また、今後現地調査を実施した上で、留意方法なども検討して参ります。
5	配慮書（第2）	要約書 （第1と比較して読んだ場合のこと）	動物に関して（他は確認していない）、両生類の専門家へのヒアリング（P43）や総合的な評価の重要な種（P64）が全く同じ文面になるのはなぜか。 もし、併せて調査等を行ったためであるならば、「影響が及ぶと予想される」と出ている調査結果は、広範囲に影響が及ぶということになる。それならば、昆虫・両生類に対する留意方法をもっと詳しく書く必要があるのではないか。	丹後半島第一及び丹後半島第二風力発電事業としては、別事業となりますが、現在は、配慮書段階であるため文献その他の資料調査の内容をお示しした上で調査を行っております。なお、当該地域の状況としてヒアリングを実施したため同様の文面となっています。方法書以降の手続きにおいても引き続き専門家のご意見を聴取して参ります。また、現地調査を実施し事業地に即した予測を行い、留意事項等も整理して参ります。